

一般社団法人 日本自殺予防学会 編集委員会 内規

第1条（総則）

この内規は、日本自殺予防学会定款第4条の(3)及び(4)の事業の目的で設置する編集委員会（以下、本委員会）に関して定める。

第2条（目的）

本委員会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 機関誌「自殺予防と危機介入」（以下、学会誌）の編集
- (2) 学会誌の投稿規定の改廃
- (3) 学会誌への投稿論文の審査および採否の決定
- (4) 学会誌の編集に必要な範囲での、投稿論文における利益相反及び倫理性に関する判断
- (5) その他、本委員会が必要と認める活動

第3条（委員の推薦、構成等）

本委員会の委員長は、理事会が常務理事または副理事長の中から指名する。

2 本委員会の委員は、理事会が会員の中から10名以上20名以下を推薦し、本人の受諾をもって選任とする。

委員の推薦に当たっては、委員相互の専門性を考慮する。

3 本委員会に副委員長1ないし2名を置く。副委員長は委員長が指名し、委員長に事故ある時はその任を代行する。

第4条（委員の任期）

委員の任期は2年とする。ただし、再任されることは妨げない。

2 委員が任期途中で退任した場合は、残留期間が1年以内であれば補充しない。1年を超える場合には、補充委員を推薦し、その任期は前任者の残任期間とする。

3 委員長が任期途中で退任した場合は、本委員会が副委員長の中から委員長を選任する。任期は前任者の残任期間とする。

第5条（投稿規定）

学会誌への投稿に関する事項は、理事会の議を経て、投稿規定及び執筆要領として別に定める。

2 学会誌への投稿のうち、投稿規定において審査が必要と定められた種別に関しては、委員長が選任した査読者の意見に基づいて編集委員会が採否を決定し、あるいは著者に修正を求めるものとする。

附則

1. この内規の変更は、理事会の議決による。

2. この委員会内規は、2019(令和1)年9月8日から施行する。